

江戸

一八三四年正月—一八三八年正月

東京市史稿産業篇

第五十三解読の手引き

平成二十四年三月

東京都公文書館

目次

江戸町会所の

〳大名貸し〳……………1

今様大江戸瓦版……………6

江戸町会所の〳大名貸し〳

名奉行の困惑 北町奉行榊原忠之は、剛直な気質で知られ、いわゆる名奉行のひとりとされている。町奉行の在職年数は十七年の長きに及んだ。そうした名奉行榊原の廉直ぶりは、本巻一二三頁収録の文書からも、うかがうことができる。

江戸町会所が備蓄する米初の買い入れに関する案件をめぐって、天保五（一八三四）年九月に町奉行所と勘定奉行所で評議がおこなわれた。その結果、勘定方の役人が起こした施策案を記す書付に、榊原の相役である南町奉行の筒井政憲や勘定奉行・吟味役以下十二

名の役人が押印するなか、榊原ただひとりが押印を拒み、代わりに榊原の所見を記した貼紙が付されている。それには「何とも問（当）惑もの、御多分次第。主計頭（榊原）」（括弧内は筆者注記）とある。〳この施策案について自分は当惑している。よって、自分以外の人々の多数の判断に任せる〳という意味であろう。

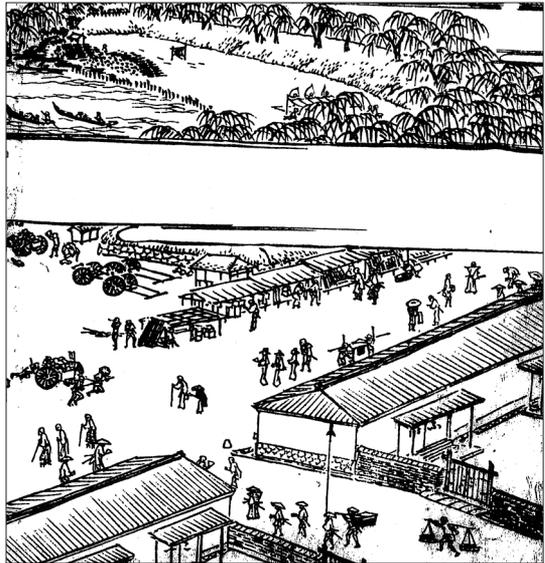
榊原の反対意見は明示されていない。しかし、同様の決裁文書の一般例と比較すると、可決案件の書類に、評議に関わる諸役人の筆頭ともいえる榊原が押印を拒み、こうした所見を付けるのは異例のことである。そこには、〳このような案件を自分は決して認めない〳、という榊原の意思と、そういった榊原の抵抗をも排し

てこの案件を押し通そうとする強力な政治的圧力の存在が見て取れる。

町会所と七分積金 榊原を「当惑」させた江戸町会所米糶の買い入れ施策の内容を紹介する前に、江戸町会所という組織について説明しておく。

江戸町会所とは、寛政改革の際に設置された社倉の一種である。平時に米や金銭を備蓄しておいて、飢饉や災害、疫病の流行などの異変の際には、生活苦の江戸民衆を対象に米銭を施与した。また、困窮した地主の救済を目的とした貸付もおこなった。下級の幕臣をも含めたこうした困窮地主の救済は、地主から土地や建物を借りている民衆と地主との間の対立を緩和する働きを有したとされる。将軍のお膝元である江戸で起きた天明の打ちこわしを教訓に、そうした事態を未然に防ぐための町会所設立は、寛政改革における目玉政策のひとつであった。

町会所の運営資金は、いわゆる七分積金であった。これは、各町の地主が負担する町入用を節減し、その



柳原堤と神田筋違橋内町会所米糶蔵（『江戸名所図会』巻一）

節減額の七割を町会所へ供出し、一割を町入用の予備費とし、残り二割を地主の取り分とするものであった。ただし、こうした計算は、町入用節減による余剰金を実際に確保してからおこなわれたものではなく、各町が事前に申し出た節減の目標金額をもとにおこなわれた。現実にはその目標を実現し持続していくことは困

難であった。つまり町会所の運営費用の負担が新たに地主へ課されたに等しかった。江戸町方全体では年間三万七千両余りの町入用削減が目標として設定され、その七割にあたる二万二千二百両余りの積み金が地主たちには課された。

注意すべきは、七分積金は江戸の町人たちが積み立てた金であり、それによって運営される町会所は、幕府の勘定奉行所や町奉行所の役人の監督下にあるとはいえ、あくまで町人たちの組織であるという点だ。「会所之儀、御勘定方町方与力同心相詰めるといえども、公儀御役所と申すにはこれ無し」がその基本原則とされた。

津軽藩への前貸し 天保四（一八三三）年に始まる天保飢饉の際に江戸町会所は有効に機能したとされる。例えば大坂で大塩平八郎の乱が勃発し、全国で一揆や打ちこわしが頻発するなか、江戸では先の天明の打ちこわしのような混乱は生じることがなかった。こうした江戸の『平和』維持に町会所が寄与したという評価

が研究史上も与えられている。

しかし、この町会所の力を頼みとする人々が、江戸の民衆や困窮地主以外にもいた。天保五年九月、津軽藩の家老から幕府へ願い出があった。困窮する津軽藩を助けるため、町会所備蓄用の米糶を同藩から買い入れてほしい、という願いである。さらには、来年四月予定の米糶の納入に先立って、今すぐに代金を前渡ししてほしい、と願い出たのである。

実は同藩からの買い入れと代金前渡しには前例があった。天保元（一八三〇）年、町会所は千五百石の買い入れを予定し代金千二百両を津軽藩に前渡ししたものの、実際には全量が納入されず、残りの分の代金は同藩が返済している。

今回、津軽藩家老が願い出たのは、糶二万六千石分の代金一万両の前渡しであった。冒頭に紹介したとおり、町奉行榊原はこの件に対して難色を示したのである。結局、買い入れ糶を八千石に減らして前渡し代金は三千両に圧縮されたものの、この施策は実施された。

先に述べたとおり、町会所は幕府の役所ではないという原則はいちおう存在したが、実際にはその運営をめぐって、町会所は幕府役人の意向に従わざるをえなかったであろう。

果たして、津軽藩からの初納入は約束の翌年四月を過ぎてもまったくおこなわれなかった。督促を受けた津軽藩は代金の返済を申し出るが、その期限も守られず、結局、八月・九月・十月の三回に分けて千両ずつの計三千両が返金されている。これは町会所からの無金利融資を同藩が得たに等しかった。

江戸の人々を救済するための江戸町人の金である七分積金が、困窮した大名の救済に流用されたことになる。町奉行榊原が「当惑」したのは無理もないところであろう。

「諸侯さへ等閑」 前貸し代金の返済が滞る津軽藩への督促に際して、幕府役人の頭をさらに悩ませたのが、督促をおこなう場所の問題であった。先に述べたとおり、町会所は江戸町人の運営する組織であり、町人の

出入りも頻繁であった。また、当時町会所は市中救済に備えて困窮地主への貸付を減らすという方針をとっていた。そして貸付の返済が滞る地主に対してはその所持する土地を町会所預り地面や流地にするという厳しい処分を実施していた。

その一方で津軽藩への前貸しとその返済の滞りの事実を江戸町人が広く知れることは「御府内一統の気請二拘り、容易ならざる儀」であった。「津軽 越中守 前借返納方、追々遅々に及び候儀、諸人聞込、手広ク相成り候ては、市中氣請二拘り候上、諸侯さへ右の通り等閑にて相済み候儀などと申す処と一体の弛二相成り……」と勘定方の役人が記している。「大名「諸侯」でさえこのように「等閑」なのだから、自分たちの返済もいい加減で許されるだろう」という「弛み」が江戸町人たちの間で生まれることを危惧しているのである。結局、津軽藩の「家来」への「厳敷申談」は、町会所ではなく、勘定所でおこなうことになった。

津軽藩の窮状 津軽藩が町会所からの初代金前貸しの

返済にあてた三千両は、実は津軽藩が直接負担したものではなく、同藩の蔵元商人である津軽屋三平が町会所へ支払ったものである。そしてこの年、同藩は津軽屋に対して、津軽屋からの借財の返済を向こう五年間停止することを通告している。それに対して津軽屋は、藩への配慮から、債権放棄を決断している。その額は十二万七千五百九十六両に及んだとされる。それによって困窮した津軽屋は、家財や土地はもちろん庭石まで売り払い、奉公人を解雇したという。

このような負担を蔵元に強いた津軽藩の財政は極度に逼迫しており、天保初年の借財は七十万両に達していたと伝えられている。同藩の財政悪化の原因は、当時の飢饉の影響や、文化年間以降同藩が命じられた蝦夷地警備の負担が大きいと考えられるが、それだけではなかった。

蝦夷地警備の負担と引き換えに津軽家は家格の昇進を得た。藩主の官位は従五位下から従四位下となり、もともとの領知四万六千石は文化五年末には十萬石に

高直りした。ただし、実際の領地拡大ではなく家格だけが上昇し、軍役負担が増した。この時期の藩主たちは、居城の改修を積極的に進め、近衛家や田安德川家などと婚姻関係を結び、家格上昇にふさわしい体裁づくりにいそしんだ。幕閣上層部との交際も活発におこなっている。そうした交際の「成果」が江戸町会所からの米初代金の前貸し実現の際に有利に働いた可能性は十分に想定できる。町奉行榊原の「当惑」の真因もその辺りにあるのではないか。当時の藩主津軽信順は、藩財政の破綻を省みず奢侈を好んだことで知られるが、天保十（一八三九）年五月、強制的に隠居させられた。

〔参考文献〕

『弘前市史 藩政編』（弘前市、一九六三年）

『新編弘前市史 通史編2』（弘前市、二〇〇二年）

（専門史料編さん員 小林信也）

今様大江戸瓦版

天保五年正月より
天保九年正月まで

《天保五年―一八三四年》

佐久間町より出火、大火災となる

二月七日 七日午後二時頃、神田佐久間町二丁目から出火、西北からの烈風により和泉橋を越えて燃え広が、西は本銀町から南伝馬町、東は両国橋手前から佃島までを焼き、明朝六時過ぎに鎮火した。この大火災で千二百丁余りの町が焼け、焼死者は既に四千人以上、行方不明者は数知れないという。また京橋や弁慶橋、新大橋などの橋梁も数多く焼け落ちており、混乱に拍車をかけている。

この事態を受け町会所では九日から炊き出しを開始すると同時に、御救小屋設置の準備に入った。また復興に向けた普請急増による職人手間賃や材木などの高騰を禁じる町触が八日に出された。

江戸では引き続き九日午後四時過ぎに檜物町からの出火で西河岸町までの御堀端一帯を焼き、さらに十日午前十一時過ぎ、宮津藩主松平伯耆守邸からの出火が北西風にあおられて延焼し、大名小路一帯の屋敷や南町奉行所、鍛冶橋御門・数寄屋橋御門を焼失した。連続する火災に市中では不安が広がっている。

↓市街38―51頁、変災5―504頁、産業53―20頁。

「町会所囲糶百万石計画」を実行へ

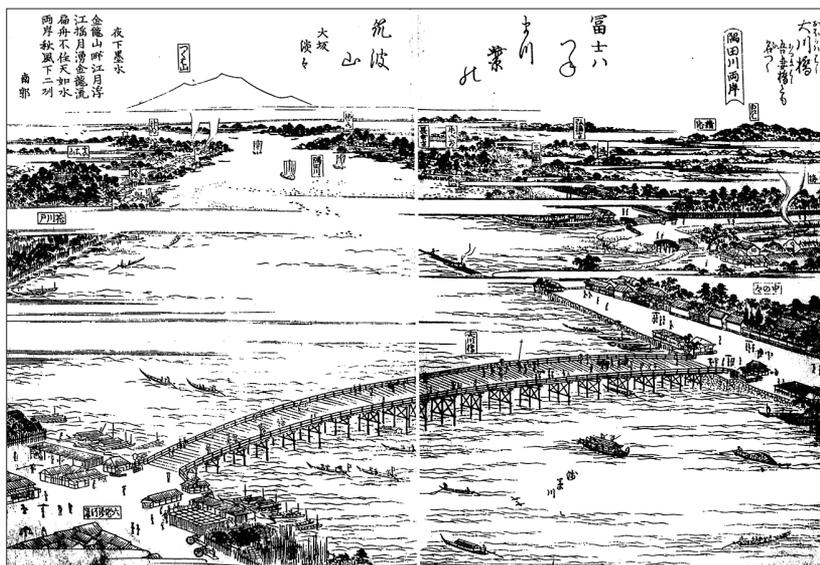
二月二十五日 町会所は現行の貸付金制度の変更を決定し、年番肝煎名主らに通達した。具体策としては、貸付金限度額を月二千両までに減額することとし、家賃貸付金の返済方法を、元金・利息それぞれを月割り均等返済する「年賦成崩法」に一本化、また一カ所への貸付限度額を二百両に限った。

町会所では先月二十五日、勘定所御用達らの提案をいれて「町会所囲糶百万石計画」を承認、貸付金については事業を縮小する方向を決めていた。町会所創設時、囲糶は十四万石程だったが、近年、江戸の人口増

加や、飢饉・米価上昇による臨時救済に備え困窮増加の必要性が認識されていた。今回の仕法替えも、これにより生じる余剰金と返済金で粉を大量に買い入れることが最大の目的だ。だが、貸付制限や延滞者への厳しい条件付けなどが人々の生活に影響を及ぼすことを懸念する声も聞かれる。↓産業53 | 6、34、40頁。

中之郷竹町渡船賃二銭取得を継続へ

七月 中之郷竹町の渡船賃として引き続き二銭を取得することにつき評議が進み、来月一日には認められる模様だ。中之郷竹町船渡請負人で、中之郷御上り場見守役を勤める次郎左衛門が願ひ出ていたもの。船十艘、船頭番人二十二人を抱える中之郷竹町の渡船は、次郎左衛門の先祖が一六八年以前の寛文七年（一六六七）に請負を認められ、二銭の渡し賃で営業されてきた。のち元禄三年（一六九〇）に一銭に値下げされたものの、寛保二年（一七四二）、出水の際に破損した船の修復のため二銭取得の復活が五年限りで認められた。その後も船破損や給金など経費の増大を理由に、五年



大川橋（「江戸名所図会」巻十九） 右手（東側）が中之郷一带。

毎に更新して現在まで続いてきたものだ。文化六年

(一八〇九)に、近くの大川橋・永代橋・新大橋の三橋の掛替修復を菱垣廻船積問屋仲間が引き受け橋渡賃が無料となつて以来渡船の利用者が減少していることもあり、引き続き料金二銭の取得が認められたとみられる。↓産業47—362、48—850、53—105頁。

《天保六年—一八三五年》

白河藩士の木綿不正取引事件、和解で決着

五月二十日 木綿問屋行事が木綿荷物の不正取引について、白河藩士国島平左衛門を相手取り訴訟を起こしていた事件が和解となった。

この事件は昨年十二月七日、武州埼玉郡下新郷村の百姓由松の息子良助が、木綿荷物二箇を深川高橋の川岸で水揚げしているところを木綿問屋に見咎められ、すぐ近くの白河藩阿部家の下屋敷に持ち込み、一箇を国島平左衛門に渡し、一箇を隠したことが発端だ。木綿問屋らは不正取引に関与したとして国島平左衛門を

訴えた。

無株の者による木綿取引は近年問題となつており、先日も同藩の宮崎伊助の木綿不正取引事件が内済になつたばかりだった。白河藩側の不誠実な対応に業を煮やした木綿問屋らは本格的な訴訟に踏み切つたが、出訴前夜には、国島平左衛門父子が木綿問屋立会所に押し掛け、真夜中まで出訴の延期を直談判する光景も目撃されていた。

その後の調査で、この木綿荷物の依頼主は世田谷村嘉兵衛で、国島氏に販売したのではなく、焦つた良助が知人だった国島氏にとりあえず預けてしまったと判明。隠したとされたもう一箇は嘉兵衛の手に渡つていった。二箇の木綿荷物は規定通り入札にかけられ、良助と国島氏から詫証文が提出されたことで、今回の和解に至つた。↓産業53—277頁。

護持院原にて女性の敵討ち

七月十三日 深夜一時前、神田橋御門外・護持院原で女性を含む敵討ちがあり、一夜明け市中の評判となつ

ている。敵討ちを成就したのは、姫路藩酒井雅楽頭家
来山本三右衛門の娘りよ(23)、姫路藩家中本多意氣
揚家来で三右衛門の実弟に当たる山本九郎右衛門(46)
の二人。天保四年(一八三三)十二月二十六日未明、
姫路藩江戸詰めのお金奉行山本三右衛門が御金番の当直
の際、表小使であった亀蔵という男に強盗目的で襲わ
れ、翌日死去していた。犯人の亀蔵は逃亡しており、
天保五年二月、公儀から敵討ちの許可が下されていた。

当初亀蔵探索の旅に出たのは九郎右衛門と嫡子山本
宇平(21)、それに亀蔵の顔を見極めることのできる
文吉という男が宇平家来として加わり、女性であるり
よは江戸で情報を持つこととなった。昨年二月二十六
日に江戸を出立した三人は前橋をかわりくに信濃から
伊勢に向かい、さらに四国・中国地方を尋ね歩き、大
坂に滞在中、亀蔵が江戸に在るとの情報入手、およ
そ一年五ヶ月の長い旅の末江戸に戻っていた。十三日、
浅草寺参詣の後両国で亀蔵を発見、群集の中では危険
もあると尾行を続け、護持院原で捕り押さえた上、早

速りよに連絡を取った。りよが急いで駆け付けると亀
蔵は縄を解かれ、りよにより肩先を切りつけられ、さ
らに腹を突き抜かれた上、九郎右衛門によって留めを
さされた。

閏七月三日、三人に褒美が与えられ、特にりよは、
女性ながら亡父の敵討ちを成し遂げたので特別に褒め
称えられ、山本家の家名相続を言い渡された。なお探
索の旅中から一行を離れていた当主・宇平は、閏七月
に木曾路より立ち返り、いずれ隠居することとなる模
様だ。↓市街38—242頁。

銀吹所大黒作右衛門らが帯刀御免

閏七月二十六日 銀吹所役人・大黒作右衛門、銀座年
寄・辻伝右衛門、同じく銀座年寄・秋田太郎右衛門の
三人が、一代限りの帯刀を許可された。

三人は文政三年(一八二〇)の通用銀吹き直し、文
政七年(一八二四)の二朱銀吹き直し、文政十二年
(一八二九)の一朱銀吹き直しに関わり、また伝右衛

門と太郎右衛門は真鍮銭の吹き増しにも携わり、合計金三百八十三万八千五百六十七兩余りの利益をあげたと、その功績が認められものだ。

作右衛門(35)は、慶長年間(二五九六～一六一四)に役所が成立した時から続く家筋の出身で、養父から家督を相続し、今年で勤続十七年。伝右衛門(63)は勤続四十三年の大ベテランで、銀の見極め方が格別に熟練していると高く評価された。太郎右衛門(47)も慶長年中から銀座役人を務める家筋の出身で、勤続三十二年とこちらもベテランだ。貨幣政策にはさまざまなお見方があるが、鑄造技術にかけた三人のたゆまぬ努力が評価されたことを祝福したい。↓産業53―417頁。

《天保七年Ⅱ一八三六年》

食物商人軒数上限を再設定

四月二十五日 御府内で営業できる食物商人が五七七軒と限定された。これは昨年(天保六年)の取り調べにより題帳に記載された商人に限ったもので、今後

は新規出店は一切認められないという。

そもそも幕府が食物商人の軒数取り締まりを始めたのは文化元年(一八〇四)からで、当時は六一六軒ほどが営業していた。以前よりも大分増加していた上、外食Ⅱ「奢りの心から無益に金を使う」風潮だとして、店数の減少命令が出されたのである。まず五年の期間が設けられ、相続に条件を付けた上で届出制にして、六千軒を目途に減らしていくこととなった。ところが文化三年に起こった芝車町の大火で、焼け出された人々が当座凌ぎに手っ取り早く食物営業に手を出したため、惣軒数七七六三軒と、逆に大幅に増加してしまった。生活保障のためすぐに取り締まるわけにもいかず、文化八年(一八一二)から五年毎に題帳を作成して軒数を徐々に減らす方策を取ることとなった。そして最終期限である昨年、目標の六千軒を切る五七七軒まで減少したことから、この軒数を食物商人の元高とすることになったものだ。なお相続問題は若干緩和され、この軒数を超えなければ親子兄弟養子以外でも

認められることになった。↓産業篇53—566頁。

能に狂った末に 札差らの奢侈放蕩に処分

五月二十一日 北町奉行所において、浅草の札差佐吉・嘉兵衛らを札差職取放ちの上手鎖とする判決が出された。判決を言い渡されたのは他に佐吉の父で隠居の定吉ら、計六名にのぼった。

浅草猿屋町の札差松屋佐吉は能好きが高じて召使いにまで謡稽古をさせ、自宅内に能舞台を設営し能を毎月開催するほどの入れ込みようだった。同じく天王町の伊勢屋嘉兵衛は、仕事を支配人に任せきりにし、別荘に舞台を設えて狂言を開き、佐吉方で能が催されるときも参加していたという。息子の加十郎も分を越える接待や、鷹匠の格好で野辺遊びに出掛けるなどの奢侈放蕩が厳しく罰せられた。

佐吉と嘉兵衛の屋敷内にあった舞台は取り壊しが決定しており、使用された木材や畳、障子など、また両人が所有していた能の装束・道具類はすべて競売に掛

けられる予定。だが、このような「曰く付き」の品を買った人が果たして現れるのか、注目されるどころだ。

↓市街38—389頁。

水油値段高騰、江戸で品薄が続く

十月二十五日 昨今、江戸では水油の品薄状態が続いている。天保三年（一八三二）の仕法改正で江戸にも油寄所が設置され、油の流通が潤沢になるかと思われたが、菜種の作方が悪く、原料の高騰が水油の値段に影響しているようだ。

だが最近の菜種不足には別の理由もあるという。在方で菜種を作っていた所が勝手に麦作に切り替えたため、同時期に生育する菜種の作方が減少したというのである。問屋の営業努力だけではどうしようもない状態だ。八月には水油の使用を制限し、灯明用には魚油を推奨したが、水油払底にかこつけて魚油の小売値段を不当に高値で売り捌いていた者が多数いたという調べも上がってきている。

十月に入ると、地廻り油問屋行事らが油寄所へ対し、

江戸への油廻送を関東国々へ通達するよう要請したが、江戸においては低価格で水油売買をおこなっている上、原料そのものが高騰しているなか江戸へ廻送しても利益が出ず、余計に江戸廻着が減少するという悪循環となっている。この対策として、町奉行所に諮問を受けた油仕入方行事は、たとえ高値でも上方も含め多くの国々から買い付ければ数量的には潤沢になり、相場を引き下げることが出来ると答えている。

↓産業篇53—646・674・686頁。

桐生木綿買次問屋、議定取り決め江戸の問屋に提出

八月 上野国桐生木綿買次問屋と江戸両組木綿問屋仲間との提携が進んでいる。既に、四月には買次商人を定め、六月には桐生買次仲間の出荷した木綿荷物を両組問屋以外へ直送しない事、両組問屋の通達の遵守、価格変動の調整、不当な買い占めなど価格操作や不正取引の禁止等を規定しており、今回決まった議定はこ

れを補完するものだ。

まず、両組問屋を介さない取引は届済みの取引先限り、新規は認めず三年後には停止する方向が示された。また、輸送は積問屋三軒・飛脚屋二軒に限り、買次問屋自身の輸送を行わず、組外や在方との取引荷物は内訳を明示した上で筆頭に木綿立会所と書く事、荷物引請雑費口銭は一年に金二十両を春秋に金十両ずつ差出す事とした。外にも、桐生買次問屋仲間十七人以上への名前貸し禁止など、仲間以外の参入を阻む措置も盛り込まれている。

この背景には、江戸近郊織元と問屋以外の商人との直取引を食い止めた木綿問屋のねらいがある。昨年白河藩下屋敷での不正取引事件が発覚するなど、両組木綿問屋では監視を強化し、発覚した不正取引を次々に訴えている。所沢や足利でも春以降買次株設定の協議が進んでおり、江戸近郊木綿生産地との取引を両組へ集める事で流通の安定化を図りたい意向だ。↓産業53—660頁。

《天保八年＝一八三七年》

四宿御救小屋設置

三月六日 昨年来の米価高騰により行き倒れの発生が後を絶たないなか、幕府は品川・板橋・千住・内藤新宿の四宿にも御救小屋を設置し、各代官に管掌させることとした。

天保四、五年以降の凶作続きで、昨夏以来広い範囲で飢饉状態となり、江戸では米価の高騰が続いている。幕府は江戸での飯米確保、米価引き下げにさまざまな策を講じ、また庶民が使う銭相場の下落にも歯止めをかけようと努力してきたが奏功していない。すでに御救い米の給付も二度にわたって行われ、昨年十月二十四日以降市中に御救い小屋も開設しているが、なお路頭に迷い道々に行き倒れる者が少なくないため、江戸と在方との結節点にあたる四宿へも御救い小屋を設置することになった。

これをうけて町年寄は町方で行き倒れ人を見つけた際は最寄の小屋へ連れて行くように町役人を指導し、

町々の木戸へは「路頭に迷い、飢えた者は勝手次第に御救小屋へ向かうように」と張り出すなど、周知を進めているが、行き倒れ人の放置が問題になっている。

↓産業53 | 759頁、救済3 | 400。

大塩平八郎ら全国指名手配

三月六日 今日、大塩平八郎ら一党の人相書が公表され、全国緊急指名手配された。

去る二月十九日朝八時、元大坂町奉行所与力大塩平八郎とその一団が、まず大塩の自邸に火を放った後、二門の大砲を擁して天満から船場方面へ向かった。「救民」「天照皇太神宮」などと書かれた幟を掲げ、多くの商家を砲撃し、火矢を放つなどして、大坂市中を火の海としながら進み、次第に人数を加えて三百人ほどにも達したみられている。町奉行らの指揮による鎮圧軍が活動を開始すると、一団は四散し、夕方までに壊滅したが、大塩平八郎・倅格之助をはじめとするメンバー数人が逃走していた。

天保元年（一八三〇）に辞職していたとはいえ、元

歌舞伎役者の他国稼ぎを厳禁

六月 町奉行は三芝居座元及び堺町・葺屋町・木挽町の各名主を呼び出し、歌舞伎役者に対し他国稼ぎを厳禁し、やむを得ない旅行の際も座元の下承を得た上、名主差し添えて事前届出を義務づける旨を申し渡した。

この取り締まり強化の背景には歌舞伎役者の華美と逸脱した風俗の規制、その根本にある役者給金の抑制という狙いがある。すでに去る文政十一年（一八二八）、「立者」と呼ばれるスター役者の給金が千両を超えている問題で、町奉行は団十郎・幸四郎らの給金を最高で五百両とする規定を設けていた。しかし役者らはその趣旨を表向きは承伏しながら、江戸以外での興行に出演することで給金の再引き上げを狙っていたという。そのからくりはこうだ。江戸の歌舞伎役者が京都・大坂の芝居に出演したり、他の地方で「旅稼ぎ」をする。役者らはその興行収入から応分の給金を得る。だが、その間江戸三座では「顔」となる役者が不足す

るため興行が成り立たない。そこで座元は再び高額の給金を用意して人気スターの確保を図ろうとする。結果、給金が高騰するという流れが生じることになる。

こうした流れを断ち切るための規制が今回の措置だ。歌舞伎という文化の地方への普及はまた同時に華美な風俗・文化の波及でもある。幕府当局者にはそうした事態への憂慮もあるとみられている。

↓産業53―817頁。

営業妨害だ！ 七番組湯屋仲間が同心にクレーム

八月七日 書院番頭小笠原若狭守組の同心志村武兵衛が、四ツ谷内藤宿裏番衆町の拝領地面内で焚き風呂をしているとして、このたび七番組湯屋仲間らがクレームをつけた。武兵衛が拝領地内の箱風呂に湯番を置き、有料で入浴させているのが商売上の支障となるとして町奉行所に出訴したものだ。

これに対し聴取の席で武兵衛は真つ向から反論。件の箱風呂は、同町の「風廻り組合」が所有するもので、徳川家康公とともに江戸へやって来た久能の人々が、

拝領した内藤新宿番衆町（当時は久能町）内に拵え、
紆余曲折を経た結果、天保六年二月より武兵衛宅に移
ったのだという。湯焚人の給金は同組合が出しており、
表裏番衆町の借地人にしか提供していない。湯番に心
付を渡す者はあるが、給金等は負担させていないとの
こと。つまり、湯屋仲間が主張するような事実はない
というのだ。幕府は双方の主張が大きく異なるので引
き続き吟味を行う方針だ。

かつてこの箱風呂は、湯屋の始業・終業時をホラ貝
を吹いて知らせていたことから、近隣で「久能町螺湯」
と呼ばれていたそうだが、ホラを吹いているのは果た
してどちらなのだろうか。↓産業53―824頁。

（付記）

各記事の末尾に付したのは『東京市史稿』各篇に掲
載されている関連史料の掲載箇所です。たとえば産業
53―20頁は産業篇第五十三の二〇頁を指しています。
これにより、史料本文にあたってご味読下さい。